

「令和 7 年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」に係る
提案書作成要領等に関する質問書への回答

件名：令和 7 年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託

No.	質 問 内 容	回 答
1	5 支援対象者 (4) 住居確保給付金における転居費用の支給が見込まれる者、が不支給となった場合、転居支援は終了になると認識してよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。
2	6 業務内容 (2) 緊急連絡先の引き受けについて、支援対象者 5-(4) (5) (6)は該当しますでしょうか。	●該当となります。
3	6 業務内容 (4) 自立生活安定化支援業務の支援期間はどのくらいを想定しているのでしょうか。	●概ね 3 か月の期間を想定しています。
4	6 業務内容 (4) 自立生活安定化支援業務は、住居確保給付金の転居費用の支給による転居支援利用者にも行う業務でしょうか。	●自立生活安定化支援業務の対象者は、本事業により民間賃貸住宅等へ転居した者としています。ただし、住居確保給付金における転居費用の支給が見込まれる者、住居確保給付金における転居費用の支給決定者、その他、生活困窮者自立支援法に基づく本市の自立相談支援事業対象者のうち、区福祉保健センター長が必要と認める者については、体験アパートを利用した生活支援の対象者に含まれないこととしています。
5	6 業務内容 (4) ア 体験アパートを利用した生活支援、の対象外に、5-(3)住居を喪失している住居確保給付金申請中の者、は含まれないのでしょうか。	●回答項目 4 のとおり。
6	6 業務内容 支援対象者の 5-(1)～(6)	●支援対象者が市外転居希望される場合も

	支援対象者のうち、市外転居希望の方は支援対象になり得るか。 また、市外へ転居を希望される方の支援について、どの程度業務を行えばよいか。	原則、支援対象となります。ただし、支援対象者が市外に転出したことで生活保護または困窮者支援が廃止となった場合は、その時点で本事業の利用は終了となるため、自立生活安定化支援業務は対象となりません。 また市外への転居支援を実施される場合は、隣接の市域なのか遠方の市域なのか等の現状を踏まえ、依頼区と受託者とが相談のうえ、支援対象者への支援範囲を決定していくこととしています。
--	---	---